

## 創業支援ローン『 未来チャレンジ 』

平成28年10月25日現在

1. 商品名	・創業支援ローン『 未来チャレンジ 』
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当する方</li> <li>①当金庫の営業エリア内で、創業を計画する個人、もしくは創業後、税務申告を2期終えていない事業者</li> <li>②当金庫の営業エリア内で、第二創業を計画する事業者、もしくは第二創業後、税務申告を2期終えていない事業者</li> </ul> <p>※個人または個人事業主でお申し込みの場合、満20歳以上の方が対象となります</p>
3. お使いみち	・創業（第二創業）の開始時または開始後に必要となる事業資金
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000万円以内（運転資金は500万円以内）</li> </ul> <p>※所要資金の90%以内となります</p>
5. ご融資期間	・7年以内
6. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月元利均等返済または元金均等返済</li> </ul> <p>※最長2年間の元金据置が可能です</p>
7. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> </ul> <p>※当金庫所定の金利を適用させていただきます</p>
8. 担保	・個別に相談させていただきます
9. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は代表者、個人事業主の場合は当該事業に従事する配偶者または事業承継予定者など1名</li> </ul> <p>※「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた対応とさせていただきます</p>
10. 手数料・保証料	・必要ありません
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（平日9：00～17：00 電話番号：0120-252-248）にお申出下さい</p> <p>紛争解決措置…東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）  第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）  第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）</p> <p>の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課、または全国しんきん相談所（9：00～17：00 電話番号：03-3517-5825）にお申出下さい</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課、もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください</p>

12. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在の融資利率につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル(0120-330-111)までご照会ください</li><li>・審査の結果、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください</li></ul>
---------	--